

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について

(令和3年(2021年)4月16日時点)

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒（以下「児童等」という。）への、マスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県に4月5日から5月5日まで「まん延防止等重点措置」が適用され、宝塚市においても4月22日から5月5日までの間、対象区域に指定されることを踏まえ、下記のとおり学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じることとします。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、これまでと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする各家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察カード

毎朝、体温計を使用して、児童等の体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

※児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校園を控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。この場合は健康観察カードに①を記入してください。

2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いいたします。なお、体育の授業中のほか、熱中症の危険がある場合や身体的距離が十分に確保されている場合は、マスク等を外すことがあります。この場合であっても、大声での会話は避けるなど、適切に対応します。また、清潔なハンカチ、ティッシュとマスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

3 児童等、同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、児童等が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

② 児童等が学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡いたしますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いします。

③ 児童等に発熱等、風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

※学校園に伝えてほしい内容について

児童等氏名、クラス、PCR 検査受検日、結果判明日、経緯、保健所(医療機関)等からの指示

- ① 児童等及び同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等及び同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等及び同居する家族が発熱等により P C R 検査又は抗原検査等を受けた場合
- ④ 児童等及び同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合

【連絡先】

○平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分・・・・・・ 在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日）・・・・・・ 0 7 9 7－7 1－1 1 4 1

（宝塚市役所代表電話）

※休日において PCR 検査の結果が陰性であることが判明した場合は、スマートフォン等から下記の二次元バーコードにアクセスいただき結果の報告をお願いします。陽性であることが判明した場合やスマートフォン等をお持ちでない場合、ご不明な点などがある場合は、宝塚市役所代表電話にご連絡をお願いします。

陰性の場合はコチラから→

（兵庫県電子申請共同運営システム）



5 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

6 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課（電話 0 7 9 7－7 7－2 3 6 6（直通））